

令和3年9月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年9月22日（水） 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室
 3. 出席委員 農業委員11名 農地利用最適化推進委員10名

会長	1番	松村 勸兵衛			
会長職務代理	2番	辻 尊志			
農業委員	3番	北山 謙治	8番	牧野 昌久	
	4番	須見 則雄	9番	吉田 武博	
	5番	山口 拓雄	10番	滝本 和子	
	6番	山内 百合子			
	7番	高野 忍	12番	酒井 清泰	
農地利用最適化 推進委員	1番	横山 定守	6番	松井 喜治	
	2番	坂上 信雄	7番	松田 数実	
	3番	田中 昭司	8番	林 博史	
	4番	吉田 新一	9番	廣瀬 介治	
	5番	前田 壽夫	10番	鳥山 義昭	

4. 欠席委員 農業委員1名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第34号	農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第35号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見について	可決
議案第36号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第37号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第38号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第39号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第40号	現況証明願いについて	可決

- （報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局

事務局長代理（農業政策課長補佐）
 係長

藤澤 武久
 川村 聖市

係長 多田 喜代彦
 書記 土井 仁美

7. 会議の概要

事務局長代理

ただいまから、令和3年9月定例農業委員会を開催いたします。
本日は、田中委員から欠席のご連絡をいただいております。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長

(会長あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長代理

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。
事務局より9月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。
ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を
3番 北山 謙治 委員、4番 須見 則雄 委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。
日程第1 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
①については 山口委員より報告をお願いいたします。

山口委員

資料の写真のとおり、現在は草地となっております。特に支障は無いと思われま。よろしくをお願いいたします。

議長（松村会長）

次に②から④については北山委員より報告をお願いいたします。

北山委員

長い期間、草原でありましたが、現在は草刈りがされておりました。宅地化するということですが、図面通り、駐車場や住宅等として有効に土地利用するということで、問題はないと思います。

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですのでこれより採決いたします。
議案第34号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議なし

議長（松村会長）

それでは、議案第34号 は、原案どおり「許可相当の意見を付して」承認することに決しました。

続きまして、日程第2 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見について 及び 日程第3 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。
これらは関連がありますので、一括して行います。
事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 ①については山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	資料の通り、角地になっておりまして、現在は駐車場として使用しているようでした。 問題はないと思われます。
議長 (松村会長)	次に、②については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	先ほどの図面のとおりでございまして、問題はないと思います。議案第34号の件と同じ でございます。
議長 (松村会長)	次に、③については山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	第3種農地でございまして、なんら問題ないと思われます。よろしくをお願いいたします。
議長 (松村会長)	次に、④については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	いま、事務局から説明がありました通り、基準を守っていただいて、実施していただければ 問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第35号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませ んか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第35号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに 決しました。 続いて、議案第36号について採決いたします。 議案第36号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませ んか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第36号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに 決しました。 続きまして、日程第4 議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集計画の決定（所有権の設定）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	今、説明がありましたと通り、既に1面の田んぼになっております。買う人とすれば、一 番いいですし、売る人にとっても、その人に売れば、間違いないということですから、問 題ないと思います。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第37号について、原案どおり承認することに異議ござ いせんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第37号については、承認することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）及び、日程第6 議案第39号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について を議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。</p>
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	1番の借受人ですが、年齢が80歳で、10年の契約を行っておりますが、90歳までの予定ということですか。
事務局	1番の借受人ですが、借受人の息子様が、昨年から父である借受人のもとで農業をされていらっしゃる。契約は10年ということで、後々その息子様が、されていかれるのであろうと思います。
委員	分かりました。できれば、説明時に補足としておっしゃっていただけると、ありがたいと思います。
事務局	以後、気をつけます。
委員	同じように、4・7番の借受人も70代後半ということですが、どうですか。まだまだお元気でいらっしゃると思っておりますが。
事務局	ご指摘のありましたお二人ですが、こちらは契約期間が5年となっております。
委員	わかりました。
委員	中間管理機構の契約は10年である、と私は思っていたのですが、5年でもいいのですか。
事務局	おっしゃるとおりで、基本的には10年間です。ただ、先ほどのように高齢の方が借り受けする場合は、短縮することが可能となっております。対象の年齢は58歳以上です。58歳以上の方が借り受けする場合は10年未満に短縮できるということです。
議長（松村会長）	<p>その他、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第38号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第38号については、承認することに決しました。</p> <p>続いて、議案第39号について採決いたします。</p> <p>議案第39号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第39号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。</p> <p>続きまして、</p> <p>日程第7 議案第40号 現況証明願いについてを議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	（説明）

議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	こちらは、沢町の〇〇さんと△△さんの居宅が建っております。申請者は●●さんで土地の所有者ですが、登記申請をしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	次に、②、③については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	②番の滝波町の案件ですが、写真のとおり、住宅の外側ですが、現地確認の時は白い乗用車が1台停まっております、すでに農地ではありません。変更登記を早くしていただきたいと思っております。③番の保田ですが、写真を見て頂きましたとおり、跡形もなく、更地となっている状態でございます、やむを得ないと思っております。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第40号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第40号については、原案どおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 では事務局から、その他にありませんか。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	議案書については、定例会の2、3日前には届きますので、事前に内容をご確認いただき、 いろいろな意見を出していただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。 最後に、10月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回は、10月25日（月）午後1時30分から、開催予定としております。来月は農業委員さんのみで定例会を行う予定です。 推進委員さんにつきましては、推進委員さんのみで別の日に招集をさせていただきたいとおもいますので、よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	以上で9月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉